

# 【商品概要説明書】

(令和元年7月1日現在)

商 品 名	リフォームプラン・エコ
ご 利 用 いただける方	<p>(1)満20歳以上の方</p> <p>(2)安定継続した収入のある方</p> <p>(3)当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ※当金庫の営業地域：愛媛県全域</p> <p>(4)（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方</p> <p>(5)当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方</p> <p>(6)日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</p> <p>(7)次のいずれにも該当しない方</p> <p>①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方</p> <p>②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方</p> <p>③延滞債務のある方</p> <p>④手形交換所の取引停止処分があった方</p> <p>⑤信用を失墜した方</p> <p>⑥制限行為能力者である方</p> <p>⑦反社会的勢力</p>
お使いみち	<p>(1)お申込人ご本人が居住しているご自宅にかかる次の資金</p> <p>①次のエコ関連設備の購入・設置資金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電システム</li> <li>・潜熱回収型ガス給湯器（通称エコジョーズ）</li> <li>・潜熱回収型石油給湯器（通称エコフィール）</li> <li>・CO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器（通称エコキュート）</li> <li>・ガスエンジン給湯器（通称エコウィル）</li> <li>・燃料電池コージェネレーションシステム（通称エネファーム）</li> </ul> <p>(2)以下の資金は、①と合わせた申込みに限る</p> <p>②リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>③お申込人が①または②をお使いみちとして当金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）からお借り入れたローンの借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>④お申込人がリフォームを行う物件の取得のために当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヵ月のご返済で、3営業日以上が遅れが1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料</p> <p>⑤リフォームに付随して必要となるインテリア等購入資金（①および②と合わせたお申込みで100万円以内）</p> <p><b>【対象となる自宅の要件】</b> お申込人またはその同居家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの。</p> <p>(2)次のものは各種（仮）登記から除きます</p> <p>①当金庫貸付（事業資金、住宅ローン等）にかかる抵当権および根抵当権</p> <p>②他行住宅ローンにかかる抵当権（他行住宅ローンとは、自宅取得にかかる金融機関、生命保険会社、損害保険会社、地方自治体、住宅金融支援機構・年金等の公的融資、お申込人の勤務先または共済組</p>

	合からお借り入れた住宅ローン) ※ご融資金額は、原則として工事契約先等へお振込みによりお支払いいただきます。
ご融資金額	1万円以上1,000万円以内(1万円単位)
ご融資期間	3か月以上15年以内(1か月単位)
ご融資利率	年3.10%(固定金利)「リフォームプラン・エコ」
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済(元金返済据置期間は6か月以内)とし、ご融資額の50%以内につき6か月ごとの増額(ボーナス)返済併用も可能です。
担保・保証人	(一社)しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資金利に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済金額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	<p>(1)運転免許証 ※運転免許書を取得していない方は次のいずれか ①パスポート ②顔写真付住民基本台帳カード ③健康保険証 ④運転経歴証明書 ※お申込人が日本国籍以外の方は、上記のほか、さらに次のいずれか ①在留カード ②特別永住者証明書 ③外国人登録証明書 ④住民票抄本(在留資格の記載があるもの)</p> <p>(2)お申込み金額が100万円超の場合は、次のいずれか ①市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類(所得証明書、住民税決定通知書、住民税納税通知書等) ②確定申告書の控(税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知書を添付) ③源泉徴収票 ④年金振込通知書、年金額改定通知書、年金裁定通知書、年金受取口座の通帳(前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの) ※給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合は給与明細書</p> <p>(3)エコ関連設備の購入・設置資金であることの確認できる見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等 ※見積書・注文書で確認できない場合は、あわせてパンフレット</p> <p>(4)対象となるご自宅建物の不動産登記簿謄本または全部事項証明書(お申込日時点で発行日から3か月以内のもの)</p> <p>(5)ご印鑑(ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届け印をお持ちください。)</p>
金利優遇サービス	次の項目で2項目以上該当する方▲0.5% ①当金庫の住宅ローンを利用されている方 ②公共料金の口座振替を当金庫で行っている方、または変更された方(同居家族の方のご利用も対象)

金利優遇サービス	<p>③年金受取を当金庫で行っている方、または変更された方（同居家族の方のご利用も対象）</p> <p>④給与振込を当金庫でご利用になっている方、または変更された方（お申込みご本人様に限る）</p> <p>⑤カードローンを同時にお申込みの方、すでに契約済みの方</p> <p>⑥四国VISAカードを同時にお申込みの方、すでに契約済みの方</p>
その他 ご留意事項	<p>(1)ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。</p> <p>(2)お振込手数料についてはお客様負担となります。</p> <p>(3)お申込みに際しては、当金庫および（一社）しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両者の加盟する個人信用情報機関および同機関が連携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録される場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。</p> <p>(4)審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
苦情処理措置 ・ 紛争解決措置	<p>(1)苦情処理措置</p> <p>①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-700）にお申し出ください。</p> <p>②当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所（月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825）でもお申し出を受け付けています。</p> <p>(2)紛争解決措置</p> <p>①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話:03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>